

運営規程（介護老人保健施設）

介護老人保健施設 大江山園

（運営規定設置の主旨）

第1条 医療法人社団誠信会が開設する介護老人保健施設大江山園（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（施設の目的）

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の主旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
4. 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
5. サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
6. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 大江山園 |
| (2) 開設年月日 | 平成2年5月1日 |
| (3) 所在地 | 新潟市江南区大淵 277 番地 |

- (4) 電話番号 025-276-2801 FAX 025-276-2543
(5) 管理者名(施設長) 堤 敬一郎
(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1550180051)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|--------------------------|--------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師 | 1. 76名 |
| (3) 削除 | |
| (4) 看護職員 | 17名 |
| (5) 介護職員 | 42名 |
| (6) 支援相談員 | 1. 76名 |
| (7) 理学療法士或いは作業療法士又は言語聴覚士 | 1. 76名 |
| (8) 管理栄養士 | 1名 |
| (9) 介護支援専門員 | 2名 |
| (10) 事務長 | 1名 |
| (11) 事務員 | 3名 |
| (12) その他職員 | 若干名 |
| (13) 調理員(業務委託) | |

(従業者の職種内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 削除
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく保健指導と看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかる。
- (7) 理学療法士或いは作業療法士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務長及び事務職員は、介護老人保健施設の運営に必要な事務を行う。

(11) その他職員は、入所者のレクリエーション業務又は、リハビリテーション業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、176人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービス内容は、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護、介護並びに日常生活上の世話とする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 介護老人保健施設の利用料は、別表利用料金表により支払いを受ける。

2. 保険対象外費用については、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は、9：00から20：00
- ・消灯時間は、21：00
- ・外出、外泊は、所定の用紙に記入の上申し出て頂く。
- ・飲酒及び喫煙は、禁止。
- ・火気の取り扱いは、禁止する。
- ・設備、備品の使用は、職員に申し出て頂く。
- ・所持品、備品等の持ち込みは、確認させて頂く。
- ・金銭、貴重品の管理は、同意の上、事務室で管理させて頂く。
- ・外泊時等の施設外での受診は、出来ないが緊急時は、施設まで連絡して頂く。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の営利行為は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は、禁止する。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、選任された施設職員を当てる。
- (2) 火元責任者には、選任された施設職員を当てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上実施
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上実施

③ 非常災害用設備の使用法の徹底 随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護員等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- (1) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (2) 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染対策等)

第14条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(職員の服務規律)

第 15 条 職員は、関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 16 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団誠信会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし夜勤勤務に従事する者は、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 19 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は、飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2. 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
3. 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回検便を行わなければならない。
4. 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 20 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2. 運営規定の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
3. 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない、

運営に関する重要事項については、医療法人社団誠信会大江山園の運営会議において定めるものとする。

- 付則 この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、平成 24 年 12 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、平成 27 年 10 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 元年 7 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 元年 10 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 3 年 12 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 4 年 1 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 6 年 7 月 10 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 6 年 9 月 1 日より施行する。
- 付則 この運営規程は、令和 6 年 9 月 26 日より施行する。